

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款 「略」</p> <p>第二款 「略」</p> <p>第三款 刑事局（<u>第二十二條</u>—<u>第三十六條</u>）</p> <p>第四款 交通局（<u>第三十七條</u>—<u>第四十三條</u>）</p> <p>第五款 警備局（<u>第四十四條</u>—<u>第五十六條</u>）</p> <p>第六款 情報通信局（<u>第五十七條</u>—<u>第六十一條</u>）</p> <p>第七款 警察庁顧問（<u>第六十二條</u>）</p> <p>第二節 附属機関</p> <p>第一款 警察大学校（<u>第六十三條</u>—<u>第八十九條</u>）</p> <p>第二款 科学警察研究所（<u>第九十條</u>—<u>第一百十條</u>）</p> <p>第三款 皇宮警察本部（<u>第一百十一條</u>—<u>第一百三十條</u>）</p> <p>第三節 地方機関</p> <p>第一款 管区警察局（<u>第一百三十一條</u>—<u>第一百五十七條</u>）</p> <p>第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（<u>第一百五十八條</u>—<u>第一百六十七條</u>）</p> <p>第三章 地方警務官の階級別定員（<u>第一百六十八條</u>）</p> <p>附則</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>目次</p> <p>第一章 「同上」</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款 「同上」</p> <p>第二款 「同上」</p> <p>第三款 刑事局（<u>第二十二條</u>—<u>第三十五條</u>）</p> <p>第四款 交通局（<u>第三十六條</u>—<u>第四十一條</u>）</p> <p>第五款 警備局（<u>第四十二條</u>—<u>第五十三條</u>）</p> <p>第六款 情報通信局（<u>第五十四條</u>—<u>第五十八條</u>）</p> <p>第七款 警察庁顧問（<u>第五十九條</u>）</p> <p>第二節 附属機関</p> <p>第一款 警察大学校（<u>第六十條</u>—<u>第八十六條</u>）</p> <p>第二款 科学警察研究所（<u>第八十七條</u>—<u>第一百七七條</u>）</p> <p>第三款 皇宮警察本部（<u>第一百八條</u>—<u>第一百二十七條</u>）</p> <p>第三節 地方機関</p> <p>第一款 管区警察局（<u>第二百二十八條</u>—<u>第二百五十四條</u>）</p> <p>第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（<u>第二百五五條</u>—<u>第二百六十四條</u>）</p> <p>第三章 地方警務官の階級別定員（<u>第二百六十五條</u>）</p> <p>附則</p>

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房

(監察官)

第八条 長官官房人事課に、監察官二人を置く。

2 「略」

第二款 生活安全局

(少年保護対策室)

第十七条 「略」

2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（性的搾取対策官の所掌に属するものを除く。）及び同条第九号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

(性的搾取対策官)

第十八条 「略」

2 性的搾取対策官は、命を受け、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務のうち児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務並びに同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

(情報技術犯罪捜査指導室)

第二十条 「略」

2 情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲げる事務（官民連携推進官の所掌に属するものを除く。）並びに

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房

(監察官)

第八条 長官官房人事課に、監察官三人を置く。

2 「同上」

第二款 生活安全局

(少年保護対策室)

第十七条 「同上」

2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（性的搾取対策官の所掌に属するものを除く。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(性的搾取対策官)

第十八条 「同上」

2 性的搾取対策官は、命を受け、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務のうち児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務をつかさどる。

(情報技術犯罪捜査指導室)

第二十条 「同上」

2 情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲げる事務（官民連携推進官の所掌に属するものを除く。）並びに

同条第五号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

第三款 刑事局

(犯罪収益移転防止対策室)

第三十条 〔略〕

2 犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第七号に掲げる事務(犯罪収益情報官及び国際連携対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔3・4 略〕

(犯罪組織情報官)

第三十一条 〔略〕

(犯罪収益情報官)

第三十二条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪収益情報官一人を置く。

2 犯罪収益情報官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)以下「犯罪収益移転防止法」という。)第三条第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びにその結果の犯罪収益移転防止法第十条第一項の規定による提供に関する事務に限る。)をつかさどる。

(国際連携対策官)

第三十三条 〔同上〕

2 国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務(犯罪収益移転防止法第十四条の規定に関する事務に限る。)及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

第三款 刑事局

(犯罪収益移転防止対策室)

第三十条 〔同上〕

2 犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第七号に掲げる事務(国際連携対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(犯罪組織情報官)

第三十一条 〔同上〕

〔条を加える。〕

(国際連携対策官)

第三十二条 〔同上〕

2 国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十四条の規定に関する事務に限る。)及び同条第八号に掲げる事

第三十四条～第三十六条 [略]

第四款 交通局

第三十七条～第四十一条 [略]

(東京オリンピック・パラリンピック交通対策室)

第四十二条 交通局交通規制課に、東京オリンピック・パラリンピック交通対策室を置く。

2 東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(第五十条第二項において「大会」と総称する。)に関する事務(交通管制技術室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 東京オリンピック・パラリンピック交通対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック交通対策室の事務を掌理する。

(高齢運転者等支援室)

第四十三条 [略]

第五款 警備局

第四十四条～第四十六条 [略]

(サイバー攻撃対策室)

第四十七条 警備局警備企画課に、サイバー攻撃対策室を置く。

務をつかさどる。

第三十三条～第三十五条 [同上]

「一条ずつ繰り下げる。」

第四款 交通局

第三十六条～第四十条 [同上]

「一条ずつ繰り下げる。」

「条を加える。」

(高齢運転者等支援室)

第四十一条 [同上]

第五款 警備局

第四十二条～第四十四条 [同上]

「二条ずつ繰り下げる。」

(サイバー攻撃対策官)

第四十五条 警備局警備企画課に、サイバー攻撃対策官一人を置く。

2 サイバー攻撃対策室においては、令第三十七条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

3 サイバー攻撃対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、サイバー攻撃対策室の事務を掌理する。

(公安対策企画官)

第四十八条 警備局公安課に、公安対策企画官一人を置く。

2 公安対策企画官は、命を受け、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(災害対策室)

第四十九条 「略」

2 災害対策室においては、令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務(原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔3・4 略〕

(東京オリンピック・パラリンピック警備対策室)

第五十条 警備局警備課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を置く。

2 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、令第三十九条第一号、第二号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務のうち大会に関する事務をつかさどる。

2 サイバー攻撃対策官は、命を受け、令第三十七条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

(災害対策室)

第四十六条 「同上」

2 災害対策室においては、令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務(原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔3・4 同上〕

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室)

第四十七条 警備局警備課に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室を置く。

2 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室においては、令第三十九条第一号、第二号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に関する事務をつかさ

3 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の事務を掌理する。

(警衛室)

第五十一条 [略]

2 警衛室においては、令第三十九条第八号に掲げる事務(東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

[3・4 略]

(警護室)

第五十二条 [略]

2 警護室においては、令第三十九条第九号に掲げる事務(東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

[3・4 略]

第五十三条～第五十六条 [略]

第六款 情報通信局

第五十七条～第六十一条 [略]

第七款 警察庁顧問

(警察庁顧問)

どる。

3 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の事務を掌理する。

(警衛室)

第四十八条 [同上]

2 警衛室においては、令第三十九条第八号に掲げる事務(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

[3・4 同上]

(警護室)

第四十九条 [同上]

2 警護室においては、令第三十九条第九号に掲げる事務(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

[3・4 同上]

第五十条～第五十三条 [同上]

[三条ずつ繰り下げる。]

第六款 情報通信局

第五十四条～第五十八条 [同上]

[三条ずつ繰り下げる。]

第七款 警察庁顧問

(警察庁顧問)

第六十二条 「略」

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

第六十三条～第八十九条 「略」

第二款 科学警察研究所

第九十条～第一百条 「略」

第三款 皇宮警察本部

第一百一十一条～第一百三十条 「略」

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

第一百三十一条～第一百五十七条 「略」

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第一百五十八条～第一百六十七条 「略」

第三章 地方警務官の階級別定員

第一百六十八条 「略」

附則

「1～3 略」

4 東京オリンピック・パラリンピック交通対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五十九条 「同上」

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

第六十条～第八十六条 「同上」

「三条ずつ繰り下げる。」

第二款 科学警察研究所

第八十七条～第一百七条 「同上」

「三条ずつ繰り下げる。」

第三款 皇宮警察本部

第一百八条～第一百二十七条 「同上」

「三条ずつ繰り下げる。」

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

第一百二十八条～第一百五十四条 「同上」

「三条ずつ繰り下げる。」

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第一百五十五条～第一百六十四条 「同上」

「三条ずつ繰り下げる。」

第三章 地方警務官の階級別定員

第一百六十五条 「同上」

附則

「1～3 同上」

「項を加える。」

5|| 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

4|| 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。